

平成30年5月30日

三 田 市 長 様

三田市オンブズパーソン 曾和 俊文

三田市オンブズパーソン 西野 百合子

平成30年1月16日付け(同年1月17日受付)で

申立てのありました意見等の
通知しました発意に基づく

調査結果

につきまして、三田市オンブズパーソン条例第14条の規定により次のとおり通知します。

意見等申立ての趣旨	<p>【公害等苦情に関する申立て】</p> <p>「農業者が行う野外焼却の煙と悪臭」に関する市民からの苦情に対し、三田市市民生活部環境共生室環境衛生課はそれが「公害苦情」であるという事を認識し、典型7公害及び複合型公害の「大気汚染」「悪臭」に該当するものとして、適正な苦情受付及び苦情処理対応を行うように、オンブズパーソンがそれらに係る調査等を実施し、三田市に対しての是正勧告等を要求する。</p>
調 査 の 結 果	<p>1 申立ての趣旨をもとに、申立人との面談で聴取した本件申立ての趣意を補足すると次のとおりである。</p> <p>(1) 市民からの「農業者が行う野外焼却の煙と悪臭」に関する苦情を公害苦情として取り扱うべきであるが、市環境衛生課は「農業者が行う野外焼却の煙と悪臭」を公害苦情として取り扱っていない。この取り扱いは不当である。</p> <p>(2) 市環境衛生課が公害苦情として「農業者が行う野外焼却の煙と悪臭」を取り扱っていないため、兵庫県に報告されず、兵庫県は公害と認識していない。</p> <p>(3) 申立人は市環境衛生課に苦情を申し出るに際し、公害苦情の通報である趣旨を明言しなかったが、同課が公害苦情の受付担当とされていることから、ことさら前置きする必要は無いと考えていた。</p> <p>2 以上に掲げる申立人の主張に対し、市環境衛生課に事情聴取したところ</p>

は次のとおりである。

(1) これまで、「農業者が行う野外焼却の煙と悪臭」を公害苦情としての取り扱いは行っていない。市環境衛生課は公害問題以外にも広く廃棄物処理全般に関する問題を扱っており、申立人からの通報は「公害」と明言されなかったため、公害苦情では無く、一般的な廃棄物処理の適否に関する苦情と捉えていた。

(2) 公害苦情は、その対象の事案が違法である場合のみを公害苦情として取り扱っている。本件通報事案は廃棄物処理方法として適法であり、公害に該当しないと判断したため、公害苦情の件数にカウントしなかった。

公害苦情として扱えないものは兵庫県に報告していない。

3 市の機関（環境衛生課）から事情を聴取し確認した点も含め、検討した結果、オンブズパーソンとしての結論は、次のとおりである。

(1) 公害苦情相談とは、公害紛争処理法に基づき、公害についての苦情や紛争を、迅速・適正に解決するための行政の仕組みの一つであり、各市区町村や都道府県に「公害苦情相談窓口」を設置して、市民から相談を受けた場合には、事実関係の調査を行うとともに、関係機関とも連絡を取り合い、当事者に対して改善措置の助言等を行うなどして、解決を図る制度である。

公害苦情の件数を、国または兵庫県が集計する目的は、公害苦情の受付状況、処理状況等の実態を明らかにし、公害対策等の基礎資料を提供するとともに、公害苦情処理事務の円滑な運営に資するためであり、その点においては、当然、三田市の公害苦情処理事務においても必要な統計資料である。

しかし、今回、その窓口たる市環境衛生課において違法と判断されたもののみを公害苦情として扱うということであれば、上記正確な実態が把握されないことになる。

そもそも苦情等というものは、苦情を申し立てたその対象となる活動が違法であるのか適法であるのかとは別に、苦情があった段階で苦情としてカウントされなければならない。苦情内容について、適法か違法かの判断を介在させて、適法な活動に対する苦情は、苦情として取り扱わないとするものではない。

	<p>(2) また、そもそも市環境衛生課は申立人の主張が「公害苦情」であること自体を認識していなかったように見受けられるが、その背景には「農業者が行う野外焼却の煙と悪臭」（いわゆる「野焼き」）はおおよそ「公害」には当たらないから公害苦情ではあり得ないというような安易な思い込みがなかったかが、懸念される場所である。市民からの通報に対しては先入観を廃し、主張の当否の判断は後にして、まずは言わんとしている内容を正確に把握するように努めなければならない。</p> <p>野焼きが公害に当たるか否かという点では、「公害」は環境基本法に定義されており、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる、(1)大気の汚染、… [中略] …(7)悪臭 によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること、とされる（典型7公害）。従って一般的に、野焼きの煙により大気汚染や悪臭が発生した場合に、それが公害に該当する可能性は十分にあると言える。事象が相当範囲にわたっているか、人の健康又は生活環境に係る被害が生じているか、といったその他の成立要件はあるとしても、少なくとも当初の苦情相談受付の段階で、野焼きを一律に排除すべき理由はない。野焼きに対しては、大気汚染防止法や悪臭防止法のような、工場等の事業所に対する公害規制そのものを目的とした法律は適用されないものの、他の一般的な生活環境を守るための法令、例えば廃棄物処理法などの問題とはなり得るし、現に市民の生活環境に被害が生じているものを放置しておいてよいことにはならない。</p> <p>(3) 一方で、市環境衛生課は公害苦情の専任部署ではなく、日々の業務において様々な意見や苦情を聞いており、その内容がその都度公害苦情なのか、あるいはその他の一般的な苦情なのかを判別しにくい場合もある。そこで、今後は公害苦情とその他の一般的苦情とを正しく分別するために、苦情の受付手順や聞き取りの際の基本的な聴取事項をシステムティックに定める等の工夫が望まれる。</p> <p>このことから、申立人の申立ては正当であり、今後、市環境衛生課においては適切な苦情相談の受付及び対応を求めるものとする。</p>
備	考